

和歌山県緊急輸送道路沿道建築物耐震化支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 知事は、地震発生時に建築物の倒壊による緊急輸送道路（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項の規定に基づき作成された和歌山県地域防災計画において、国、県、自衛隊等で構成される協議会において指定されることとされた緊急輸送道路であって、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下、「法」という。）第5条第1項の規定に基づき制定された和歌山県住宅・建築物耐震改修促進計画において、当該計画の登載事項として定められた同条第2項第2号に掲げる事項において同条第3項第2号の建築物集合地域通過道路等として記載された道路に限る。以下同じ。）の閉塞を防ぐとともに、避難、救助活動、緊急物資の輸送等の機能を確保するため、対象建築物の建築物耐震化事業を実施する所有者に対し予算の範囲内において和歌山県緊急輸送道路沿道建築物耐震化支援事業補助金（以下、「補助金」）を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下、「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 対象建築物

和歌山県内に所在する法第5条第3項第2号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であって、その敷地が緊急輸送道路に接しているものに限る。）をいう。

(2) 耐震診断

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日国土交通省告示第184号）（別添）建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に基づき実施する対象建築物の耐震診断をいう。

(3) 耐震補強設計

耐震改修工事を実施するために必要な設計図書を作成することをいう。

(4) 耐震改修工事

地震に対する安全性の向上を目的として実施する工事（補強工事を含む。）をいう。

(5) 建替え等

建築物の全部の除去及び建替えをいう。

(6) 建築物耐震化事業

対象建築物に対する耐震診断、耐震補強設計、耐震改修工事及び建替え等の事業をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、対象建築物に対して当該対象建築物の所有者（以下単に「所有者」という。）が実施する建築物耐震化事業とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額及び補助金の対象となる経費の限度額は、別表のとおりとする。

2 補助金の額の算定に当たっては、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請の添付書類の様式等)

第5条 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

書 類	様 式	提出部数
事業計画書	別記第1号様式	正1部
収支予算書	別記第2号様式	副1部
役員名簿（申請者が法人の場合のみ）		

2 補助事業の実施が複数年度にわたる場合には、毎年度、知事が別に定める日までに補助金の交付を申請しなければならない。

(交付条件)

第6条 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

1 次に掲げる事項のうちいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けること。

(1) 補助事業の内容を変更しようとする場合（次に掲げる軽微な変更であって、補助金の額に変更を生じない場合を除く。）

ア 工事施行箇所の変更で工事の重要な部分に関するもの以外のもの

イ 施設の構造及び工法の変更のうち工事の重要な部分に関するもの並びに規模の変更であって、補助金の交付の決定の基礎となった設計（変更設計を含む。）に基づく工事の程度を著しく変更するもの以外のもの

ウ 本工事費、附帯工事費の工種別の金額の3割（当該工種別の金額の3割に相当する金額が9,000千円以下であるときは9,000千円）又は30,000千円を超える変更以外のもの

エ その他知事が軽微な変更であると認めるもの

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

2 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

3 補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければならないこと。

(変更等の承認)

第7条 前条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、和歌山県緊急輸送道路沿道建築物耐震化支援事業の変更承認申請書（別記第3号様式）に変更後の第5条第1項に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、次条の規定により、補助金の変更交付を申請しようとする場合は、この限りでない。

2 前条第1項第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、和歌山県緊急輸送道路沿道建築物耐震化支援事業の中止（廃止）承認申請書（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の変更交付申請)

第8条 補助金の変更交付を申請しようとする場合には、和歌山県緊急輸送道路沿道建築

物耐震化支援事業補助金変更交付申請書（別記第5号様式）に変更後の第5条第1項に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

（実績報告書）

第9条 規則第13条の規定にする補助事業等実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

書 類	様 式	提出部数	提出期限
対象建築物の事業実施報告書	別記第6号様式	正1部 副1部	当該補助事業の完了した日から20日以内
耐震診断結果報告書	別記第7号様式		
建築士による適合確認書	別記第8号様式		
注 耐震診断又は耐震補強設計を実施する場合にあっては別記第7号様式を、耐震改修工事又は建替え等を実施する場合にあっては別記第8号様式を提出するものとする。			

2 補助事業の実施が複数年度にわたる場合には、毎年度、4月20日までに実績報告書（当該年度の出来高に係るものに限る。）を提出しなければならない。

（全体設計の承認）

第10条 所有者は、補助事業（建設工事を伴うものに限る。以下この条において同じ。）が複数年度にわたることが明かである場合は、初年度の補助金の交付を申請するまでに、補助事業に係る事業費（建設工事に係るものに限る。以下この条において同じ。）の総額及び補助事業が完了する予定日その他必要な事項を記載した全体設計承認申請書（別記第9号様式）を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、全体設計承認申請書を受理し、審査の上適当と認めた場合は、当該全体設計を承認し、全体設計の承認を申請した者にその旨を通知するものとする。

3 前2項の規定は、補助事業の事業費の総額を変更する場合について準用する。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月17日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

別表（第4条関係）

経費区分	補助対象となる経費の限度額	補助金の額
耐震診断に要する経費	<p>1) 面積 1,000 m²以内の部分は 3,670 円/m²以内</p> <p>2) 面積 1,000 m²を超えて 2,000 m²以内の部分は 1,570 円/m²以内</p> <p>3) 面積 2,000 m²を超える部分は 1,050 円/m²以内</p> <p>ただし、図面の復元を要する場合や第三者機関による評価等を要する場合については、1,570,000 円を限度として加算することができる。</p>	補助対象となる経費の額。
耐震補強設計に要する経費	<p>1) 面積 1,000 m²以内の部分は 3,670 円/m²以内</p> <p>2) 面積 1,000 m²を超えて 2,000 m²以内の部分は 1,570 円/m²以内</p> <p>3) 面積 2,000 m²を超える部分は 1,050/m²以内</p>	補助対象となる経費に 12分の5 を乗じて得た額。
耐震改修工事又は建替え等に要する経費	51,200 円/m ² 以内（耐震診断の結果、I _s （構造耐震指数）の値が 0.3 未満相当である場合は 56,300 円/m ² ）。ただし、免振工法等を含む特殊な工法による場合は、51,200 円を 83,800 円に読み替える。	補助対象となる経費に 30分の11 を乗じて得た額。ただし、5,500 万円を超える場合は、5,500 万円とする。

注

- 耐震診断の補助については、耐震診断の結果を令和5年3月31日までに所管行政庁に報告する事業に適用する。
- 耐震補強設計、耐震改修工事又は建替え等については、令和7年3月31日までに実績報告を行うものであること。

別記第1号様式（第5条、第7条、第8条関係）

（その1）

耐震診断

（変更）事業計画書

1. 対象建築物の所有者（法人の場合は会社名等、区分所有又は共有の場合は代表者）

--

2. 対象建築物の概要

名称	
対象建築物の住所	〒 ー 和歌山県
用途	
構造・階数	造 地上 階 地下 階
延べ床面積	m ²
建築年月日	昭和 年 月頃着工

3. 事業に要する経費

項 目	金額欄（千円未満切捨て）
①実際に耐震診断に要する費用	千円
②耐震診断に要する費用の上限額※	千円
③補助限度額【①と②】	千円
④補助申請額	千円

※耐震診断に要する費用の上限額の算出について

延べ面積 1,000 m ² 以内	延べ面積×3,670 円/m ² （ 円）
延べ面積 1,000 m ² を超えて 2,000 m ² 以内	延べ面積×1,570 円/m ² （ 円）
延べ面積 2,000 m ² を超える部分	延べ面積×1,050 円/m ² （ 円）
設計図書の復元、第3者機関の判定（通常の耐震診断に要する費用以外の費用）を要する場合は 1,570,000 円を限度として加算	設計図書の復元（ 円）
	第3者機関の判定（ 円）
	上記の合計金額（ 円）

4. 事業期間（予定日）

事業着手	令和 年 月 日頃
完了	令和 年 月頃

5. 診断者

診断者氏名	
診断者住所	
電話番号	ー ー
資格	（ ）建築士（ ）登録 第 号 事務所名（ ） （ ）知事登録 第 号
講習会修了番号	

(その2)

耐震補強設計

(変更) 事業計画書

1. 対象建築物の所有者（法人の場合は会社名等、区分所有又は共有の場合は代表者）

--

2. 対象建築物の概要

名称	
対象建築物の住所	〒 ー 和歌山県
用途	
構造・階数	造 地上 階 地下 階
延べ床面積	m ²
建築年月日	昭和 年 月頃着工

3. 事業に要する経費

項 目	金額欄（千円未満切捨て）
①実際に耐震補強設計に要する費用	千円
②耐震補強設計に要する費用の上限額※	千円
③補助限度額【①と②の低い方×補助率5/12】	千円
④補助申請額	千円

※耐震補強設計に要する費用の上限額の算出について

延べ面積 1,000 m ² 以内	延べ面積×3,670 円/m ² (円)
延べ面積 1,000 m ² を超えて 2,000 m ² 以内	延べ面積×1,570 円/m ² (円)
延べ面積 2,000 m ² を超える部分	延べ面積×1,050 円/m ² (円)
	上記の合計金額 (円)

4. 事業期間（予定日）

事業着手	令和 年 月 日頃
完了	令和 年 月頃

(その3)

耐震改修工事・建替え等

(変更) 事業計画書

1. 対象建築物の所有者（法人の場合は会社名等、区分所有又は共有の場合は代表者）

--

2. 対象建築物の概要

名称	
対象建築物の住所	〒 ー 和歌山県
用途	
構造・階数	造 地上 階 地下 階
延べ床面積	m ²
建築年月日	昭和 年 月頃着工

3. 事業に要する経費

項 目	金額欄（千円未満切捨て）
①実際に耐震改修工事に要する費用	千円
②耐震改修工事に要する費用の上限額※	千円
③補助限度額【①と②の低い方×補助率 11/30】	千円
④補助申請額	千円

※ 耐震改修工事に要する費用の上限額の算出について

耐震工法	耐震改修工事に要する費用の上限額
通常の工法	(対象建築物の延べ床面積) × 51,200 円/m ² 耐震診断結果、Is（構造耐震指数）の値が 0.3 未満相当である場合は 56,300 円/m ²
免震等特殊工法	(対象建築物の延べ床面積) × 83,800 円/m ²

4. 事業期間（予定日）

事業着手	令和 年 月 日頃
完了	令和 年 月頃

注 実事業費を把握することができる改修に係る設計図書及び内訳明細書（数量及び単価のわかるもの）を添付してください。

別記第2号様式（第5条、第7条、第8条関係）

（変更）収支予算書

収入の部

区 分	金 額	備 考
和歌山県緊急輸送道路沿道建築物耐震化支援事業補助金		
自己資金		
借入金		
その他		
合 計		

支出の部

事業区分	金 額	備 考
合 計		

注 事業区分には和歌山県緊急輸送道路沿道建築物耐震化支援事業実施要領第3に記載された補助対象となる経費を記載すること。

別記第3号様式（第7条関係）

和歌山県緊急輸送道路沿道建築物耐震化支援事業の変更承認申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住所

氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の（変更）交付の決定があった
標記事業について、下記のとおり補助事業の内容の変更をしたいので、和歌山県緊急輸送
道路沿道建築物耐震化支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 添付書類

- (1) 変更事業計画書（別記第1号様式）
- (2) 変更収支予算書（別記第2号様式）

別記第4号様式（第7条関係）

和歌山県緊急輸送道路沿道建築物耐震化支援事業の中止（廃止）承認申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住所

氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の（変更）交付の決定があった
標記事業について、中止（廃止）したいので、和歌山県緊急輸送道路沿道建築物耐震化支
援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により申請します。

記

中止（廃止）の理由

別記第5号様式（第8条関係）

和歌山県緊急輸送道路沿道建築物耐震化支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住所

氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の（変更）交付の決定があった
標記補助金について、下記のとおり補助金の変更交付を受けたいので、和歌山県緊急輸送
道路沿道建築物耐震化支援事業補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

1 変更交付申請額 円
（既交付（決定）額 円）
（変更増減額 円）

2 変更の理由

3 変更の内容

4 添付書類

（1）変更事業計画書（別記第1号様式）

（2）変更収支予算書（別記第2号様式）

対象建築物の事業実施報告書

1. 対象建築物の所有者（法人の場合は会社名等、区分所有又は共有の場合は代表者）

--

2. 対象建築物の概要

名称	
対象建築物の住所	〒 ー 和歌山県
用途	
構造・階数	造 地上 階 地下 階
延べ床面積	m ²
建築年月日	昭和 年 月頃着工

3. 事業に要する経費

項 目	金額欄（千円未満切捨て）
①耐震診断に要する費用（実績額）	千円
②補助申請額	千円

4. 事業期間

事業着手	令和 年 月 日
完了	令和 年 月 日

5. 今後の予定

耐震補強設計	予定期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日 耐震補強設計に要する費用 千円（概算）
耐震改修	予定期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日 耐震改修に要する費用 千円（概算）

(その2)

耐震補強設計

対象建築物の事業実施報告書

1. 対象建築物の所有者（法人の場合は会社名等、区分所有又は共有の場合は代表者）

--

2. 対象建築物の概要

名称	
対象建築物の住所	〒 ー 和歌山県
用途	
構造・階数	造 地上 階 地下 階
延べ床面積	m ²
建築年月日	昭和 年 月頃着工

3. 事業に要する経費

項 目	金額欄（千円未満切捨て）
①実際に耐震補強設計に要する費用	千円
②耐震補強設計に要する費用の上限額	千円
②補助限度額【①と②の低い方×補助率5/12】	千円
③補助申請額	千円

4. 事業期間

事業着手	令和 年 月 日
完了	令和 年 月 日

5. 今後の予定

耐震改修	予定期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日 耐震改修に要する費用 千円（概算）
------	---

(その3)

耐震改修工事・建替え等

対象建築物の事業実施報告書

1. 対象建築物の所有者（法人の場合は会社名等、区分所有又は共有の場合は代表者）

--

2. 対象建築物の概要

名称			
対象建築物の住所	〒	—	
	和歌山県		
用途			
構造・階数	造	地上	階 地下 階
延べ床面積	m ²		
建築年月日	昭和	年	月頃着工
耐震工法	右記の工法で該当するものを選択してください。	<input type="checkbox"/>	通常の工法 <input type="checkbox"/> 免震等特殊工法

3. 事業に要する経費

項 目	金額欄（千円未満切捨て）
①実際に耐震改修工事に要する費用	千円
②耐震改修工事に要する費用の上限額	千円
③補助限度額【①と②の低い方×11/30】	千円
④補助申請額	千円

4. 事業期間

事業着手	令和	年	月	日
完了	令和	年	月	日

5. 建築基準法の違反是正状況（対審関係規定以外）

違反内容	是正内容

別記第7号様式（第9条関係）

（その1）

耐震診断

耐震診断結果報告書

1. 耐震診断者の概要

診断者氏名	
診断者住所	
電話番号	— —
資格	（ ） 建築士 （ ） 登録 第 号
	事務所名 （ ） （ ） 知事登録 第 号
講習会修了番号	

診断年月日	令和 年 月 日
-------	----------

2. 耐震診断の方針

--

3. 耐震診断結果の概要

--

(その2)

耐震補強設計

耐震診断結果報告書

1. 耐震補強設計者の概要

診断者氏名	
診断者住所	
電話番号	— —
資格	() 建築士 () 登録 第 号
	事務所名 () () 知事登録 第 号
講習会修了番号	

2. 耐震補強設計の方針

--

3. 耐震補強設計の概要

--

建築士による適合確認書

当該報告にかかる建築物の整備内容と交付申請書に記載されている建築物の設計内容と適合状況は、次のとおりであることを証明する。

() 建築士 () 登録 第 号
 建築士の氏名

1. 計画変更等の適合状況

(1) 交付申請時※からの設計変更の有無 (※変更承認申請を行った場合は最終申請時)	有・無
(2) 耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となるとして認められた内容に関する変更の有無	有・無

(注) 少なくとも、建築基準法第 6 条第 1 項に定める「建築物の計画変更の内容」および完了検査申請書「確認以降の軽微な変更の概要」欄に記載した事項がある場合は、(1) については「有」とすること。

上記(2)で「有」を選択した場合、次の内容を記載すること。

上記のうち、耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となるとして認められた内容	変更の概要	耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となるとして認められた内容に影響を与えないと判断した理由

全体設計（変更）承認申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者住所

氏名

和歌山県緊急輸送道路沿道建築物耐震化支援事業について、和歌山県緊急輸送道路沿道建築物耐震化支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり申請します。

記

(単位：千円)

全体設計の名称、目的及び内容		過年度施行額	
対象建築物の名称		補助基本額計上分	
		実施設計承認済分	
事業施行期間	令和 年度 ～ 年度	その他	
		令和 年度出来高予定額	
内容	耐震診断・耐震補強 設計・耐震改修工事	その他	
		翌年度以降施行予定額	
工事施行期間	(自) 令和 年 月 (至) 令和 年 月	補助基本額計上予定分	
		その他	
全体設計額		摘要	

注 全体設計の変更申請の場合には、記載方法は赤黒対照（変更前赤、変更後黒）又は変更前上段かっこ書きとすること。